

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

不安全設備を巡視で排除

墜落災害防止へ徹底確認

北野建設

特集Ⅱ

危険作業の回避へ

プラント点検で有効

経産省がドローン活用事例

ニュース

中小向けコスモスを開発

建災防 10月から申込み開始

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2331

6

2019

1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 兵庫会
社会保険労務士 夢野事務所
所長 夢野 智行

第292回

荷主の作業所で運転者が荷降ろし中に被災

■ 災害のあらまし ■

運送業B社に勤務するAが、荷主の作業所で自社のトラックの荷台に入れていたドラム缶を下ろす作業を行っていた。ドラム缶を降ろすため、荷台上で動かしていた際に誤ってドラム缶とドラム缶の間に右手を挟んでしまい、右手末節骨を骨折・切創した。約2週間の労務不能となり休業し、通院加療を要する見込みとなった。

■ 判断 ■

B社の事業場内での発生ではなく、目撃者もいなかったが、業務上の災害として労災認定がなされた。その後、労働基準監督署の安全専門官による事業所へ立ち入り安全衛生指導の調査が入った。リスクアセスメントの実施や交通労働災害防止などの指導を受けた。

■ 解説 ■

労災認定となる「労働災害」とは、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡」であり、業務上である判断は、災害が業務に起因し（業務起因性）、災害が業務の遂行中に発生し、労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態で発生したものであること（業務遂行性）とされている。

今回の災害は、Aがトラックの荷台からドラム缶を移動させるに当たって、ドラム缶を回して動かそうとしていた際に発生した。そのときAは、隣にあるドラム缶に気づかずに指をはさんでしまったのである。

業務は一人で行っていたため、目撃者はいなかった。会社の従業員が現地に行って確認を行い、作業中は手袋をしていたものの、今回の災害がドラム缶とドラム缶の間に指が挟まって負傷したものに間違いのない

と判断した。業務遂行中に発生した負傷であり、労働者が事業主の支配下にある状態で発生したものであるとして労災認定された。

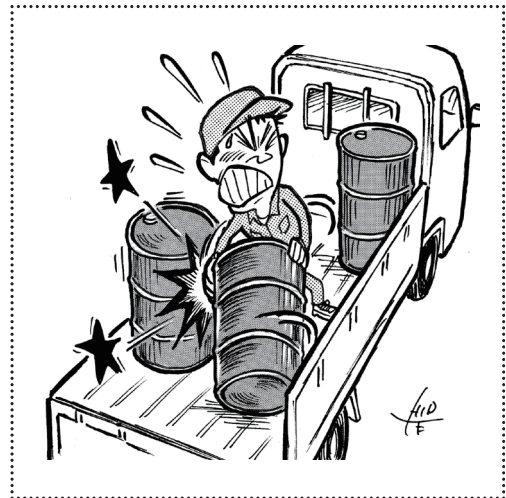
その後、今回の労働災害に関し、B労働基準監督署安全専門官による事業所への安全衛生指導の調査が入った。

内容は、①安全衛生推進者の選任状況、②リスクアセスメント実施記録、③自主的な安全衛生活動（KY活動、ヒヤリハットなど）、④健康診断個人票、⑤心の健康づくり計画、⑥交通労働災害防止活動（教育の実施状況、交通危険予知訓練、交通安全情報マップなど）、⑦定期自主検査の記録（フォークリフトなど）⑧資格者一覧（労働安全衛生法関連）、⑨安全データシート、⑩労働者数——の10項目について確認するものだった。

B労基署からは、リスクアセスメントの実施指導・交通労働災害の防止・健康診断結果についての意見聴取の3項目の指導を受け、その対応をとっている。

リスクアセスメントの実施は、労働安全衛生法の第28条の2の規定により、運送業は努力義務となっている。しかしながら、リスクアセスメントの目的は、「職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽（リスク）とそれに対する対策の実情を知って、災害に至る危険性または有害性をできるだけ取り除き、労働災害が生じないような快適な職場にすること」とされていることから、これを機会にリスクアセスメントの実施に取り組むこととなった。

作業現場にある危険性または有害性を特定し、それによる労働災害の重篤性とその災害が発生する可能性を組み合わせるリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、リスク低減措置を検討し、その結果



を記録することとした。

厚生労働省のホームページより『職場のあんぜんサイト』でリスクアセスメントに係る支援システムが提供されていたため、B社ではそれを活用した。具体的な取組みなども示しているため、現場の安全活動の参考となった。

また、交通労働災害の防止として交通安全情報マップの作成。業務で普段通る道路での危険性を考え、労働者の意見や荷主さんの協力も得て、道路マップを作りそれに危険の可能性のあるところに印をして注意事項を載せ、労働者に周知した。

さらに、健康管理体制の充実にも目を向けた。健康診断結果についての意見聴取については、健康診断結果で要検査になっている労働者に産業医の面接を受けさせている。産業保健総合支援センターを活用して対応した。産業保健総合支援センターが各地にあり、『産業保健に関する情報提供、研修会・セミナーの開催』『治療と職業生活の両立支援サービス』『産業保健関係者からの専門的相談対応』『メンタルヘルス対策等普及促進のための支援』のサービスを提供している。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp